

第2回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年10月20日
 告示番号 第10号
 会議年月日 令和3年10月25日
 会議の場所 川崎市民センター 研修室
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 佐藤 正 浩
 主 査 千葉 久 和

本日の案件 第2回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時42分

議	長	<p>本日の出席委員は23名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第2回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、24番 鈴木 弘也 委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。</p>
議	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に4番 小澤 仁 委員、5番 佐藤 繁 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、佐藤補佐、千葉主査を指名いたします。</p>
議	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第2号 専決処分の報告について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>報告第2号、専決処分の報告について説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、報告す</p>

るものです。

専決処分書は、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年10月19日で、専決処分した内容は、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第22号までの22件、22名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第2号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第2号の質疑を終わります。

次に、「報告第3号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第3号 農地現状変更届出の報告について、説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第11号までの11件、23筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等については記載のとおりです。現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切土が9件、農業用施設の整備が2件です。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「報告第3号」の説明を終わります。

質問ございませんか。

13番

佐藤 和威治 委員

9月の初めに届出、工期も9月初めからというケースが複数ありますが、この届出は遡って事業実施しているのでしょうか。

工期と総会への報告月日のずれが大きいように思いますが、事務処理等どのようになっているのでしょうか。

議 長

暫時休憩します。

(午後1時48分 休憩)

(午後1時49分 再開)

議 長
局 長

休憩中の会議を再開いたします。

農地現状変更届出の受付については、1番を例に挙げると9月9日からの工期になっていますが、9月の総会の提出議案の届出の締め切りは9月5日で、今回の報告は9月の締め切り以降に提出されたもので、10月の総会での報告となりました。

これは事前の許可制ということではなく、届出ですので、既に工期は始まって、埋立て等が実施されていますが、今後、現地の農業委員、推進委員が確認をするということです。

議 長

佐藤委員、了解ですか。

13番

佐藤 和威治 委員

今の説明ですと、工期が始まる前に届出が提出され、届出済標も工期前に交付しているということでしょうか。

局 長

届出済標は、工期の前に交付しています。

議 長

その他ございませんか。

7番

佐藤 想司 委員

私どもの地域の推進班会議で、盛り土した農地について、一般の市民から、申し訳程度に畦畔をつけ、実態は駐車場やグラウンドのような感じで、あれが農地と言えるのかという指摘が上がってきているが、どのような対応をするべきかという話が出ました。

過去にどういう話が持たれていたか、農業委員会としての立場はどうかのでしょうか。

しかも、中山間地域で行われるケースが多く、水田という形で、中山間支払い等の一定の交付金も下りています。

これらの整合性を考えると、農業委員としてどう対応すべきかと疑問に思ったので、お尋ねします。

局 長 補 佐

現状変更届出につきましては、原則的な事務としては、届出をいただき、完了後に提出される写真をつけた完了報告書を確認し完了とみなしています。

議 長

しかし、委員さんからご指摘のあったようなお話が事務局にも来ており、特定の業者のケースが多いという情報も入っておりますので、当該業者の完了報告があったところについては、現地調査・写真記録をしたうえで対策を検討していきたいと思っております。

佐藤委員、よろしいですか。

その他ございませんか。

20番
遠藤 勝幸 委員

9番、届出人と所有者が違いますが、同一家族であれば問題はないと思うのですが、同一家族ではない場合には、1㎡というところの解釈や権利関係が、構造物を作るので複雑になるのではないと思うのですが、このケースは同一家族でしょうか。

議 長

暫時休憩いたします。

(午後1時56分 休憩)

(午後1時57分 再開)

議 長
局 長 補 佐

会議を再開いたします。

所有者と申請人の関係は親子でございますので、権利関係等の問題は発生しません。

以上です。

議 長

遠藤委員、よろしいですか。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第3号の質疑を終わります。

次に、「議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容を説明いたします。

最初に関地域に係る申請2件です。

第1号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第2号は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理ができないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第3号は、空き家バンクに登録された建物及び宅地、山林のほか農地を取得するもので、農地の売買金額は記載のとおりです。

譲受人は農家ではありませんが、レストランを経営しており、今回取得する農地で栽培した野菜をレストランで利用するとのことです。

ハーブ、玉ねぎ、にんじん、じゃがいもの作付・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第4号については、譲受人が経営安定のため贈与により農地を取得しようとするものです。

最後に、川崎地域に係る申請2件です。

第5号については、譲渡人と譲受人は親子であり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第6号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

以上6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第3号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いします。

2番
佐藤 圭一 委員

最初に一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査を報告いたします。

現地調査日、令和3年10月13日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、山本委員、農地利用最適化推進委員 大越委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり、現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議長

ありがとうございました。

22番
佐藤 多賀幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条の現地調査について、報告いたします。

現地調査日、令和3年10月12日、午前9時30分より、現地調査員は農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、及

議 長

5番
佐藤 繁 委員

議 長

20番
遠藤 勝幸 委員

議 長

議 長

議 長

川委員、事務局職員は千葉主事、花泉支所産業建設課 後藤主任、千葉主査。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上でございます。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和3年10月12日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、渡邊委員、支所職員 金野産業建設課主事。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上、報告いたします。

ありがとうございます。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和3年10月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、今野委員、支所職員 坂本産業建設課課長補佐です。

報告内容、第5号、第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第3号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容を説明いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請は、申請人が自ら所有する農地を農地以外の用途に転用するための申請です。

許可は県において決定するため、農業委員会においては、許可に相当する申請内容であるかを審議のうえ、意見を添えて県に申請書を提出するものです。

最初に、一関地域に係る申請1件です。

第1号は、申請人が事務所移転に伴い駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第2号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

以上2件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第4号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いします。

最初に一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

2番

一関地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。

佐藤 圭一 委員

現地調査日と、現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

議 長

12番

藤原 美喜男 委員

第1号、申請人が事務所用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、10月12日、午前9時50分より、現地調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、支所職員 小原産業建設課主任技師。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が自己住宅を建設するものであり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地には影響がないと思われま

す。

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

以上で現地調査報告を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

「議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

議 長

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第4号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局 長 補 佐

局長補佐より説明いたさせます。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容を説明いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請人が他の所有者から農地を借り受け、または譲り受けして農地以外の用途に転用するための申請です。

許可は県において決定するため、農業委員会においては、許可

に相当する申請内容であるかを審議のうえ、意見を添えて県に申請するものです。

最初に、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請 2 件です。

第 2 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 3 号は、譲受人が進入路を整備するため転用申請するものです。

第 2 号の住宅と隣接農地の共用の進入路であるため、共有名義の申請です。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請 4 件です。

第 4 号は、借受人が公共工事に伴う発生土処理場として利用するため、一時転用申請するものです。

農用地区域内の農地ですが、例外規定により 3 年以内の一時転用が可とされております。

第 5 号から第 7 号までの 3 件は同一事業で、譲受人が自社の用に供する建設資材等置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第 8 号は、借受人が公共工事に伴う資機材置場等として利用するため一時転用申請するものです。

農用地区域内の農地ですが、例外規定により 3 年以内の一時転用が可とされております。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、8 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第 5 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いします。

最初に一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

議 長

2番
佐藤 圭一 委員

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。
現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

以上です。
ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

22番

花泉地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

佐藤 多賀幸 委員

現地調査日、現地調査員は第3条と同じですので、割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第3号、申請人が進入共有道路を整備するものであり、排水は

議 長

雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

21番

す。
次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

畠山 潔 委員

大東地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年10月12日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、菅原委員、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請人が自社で請け負う公共工事等に伴う発生土の処理場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第5号から第7号は、申請人が自社の用に供する駐車所及び資材置場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることか

議 長

18番

佐々木 栄一 委員

ら、周辺農地に影響はないと思われま

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年10月12日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐々木、農地利用最適化推進委員 伊藤委員、畠山委員、佐藤産業建設課主事。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請人が公共工事に係る資材置場兼車両置場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長

4番

小澤 仁 委員

先ほど、佐藤 多賀幸 委員が報告した現地調査の場所について、10月12日に現地調査したということですが、1週間後の10月20日に隣の田も盛り土をしたいと現状変更届出の提出があったのですが、最初から隣まで埋立てしようという計画でいたのではないかと思ったのですが、現地調査の際に隣の田の盛り土の計画について佐藤委員は承知していたのか、この2つの申請の関連性はどうか、事務局では把握しているのか、質問します。

22番

佐藤 多賀幸 委員

現地に行った際、田は地続き、畦畔はありますが、畦畔を挟んで2枚、それで1枚に宅地が2つあります。

そして、畦畔を境にして道路をつくっている、いわゆる共有する道路、進入路にするためには幅が狭いということで、共有で道路をつくりたいということで2つに分かれております。

これは当然、申請は1本ですから、別々に申請することではないのだと、現地を見て納得し、計画について理解したところでございます。

議 長

4番

小澤 仁 委員

小澤委員、よろしいですか。

現地調査後に、あとを追いかけて10月20日に隣の田の盛り土について、現状変更届が出ているのですが、日付が1週間後という

のはあまり聞かないのではないかと思います。

素朴な疑問なのですが、計画は早く立てたそうですので、すぐに届出をすればよいと思うのですが、現地確認の際に現状変更届出については何もわからなかったのでしょうか。

22番
佐藤 多賀幸 委員

タイミングの問題について指摘を受けたところですが、流れからいけば9月に一度確認をし、9月の委員会にかかる予定でございました。

しかし、登記の問題、過去に測量し設置した基準点に誤差があったために法務局で許可できないとの指摘を受け、測量をやり直し、条件が整ったところで10月に再度確認をしたということでございます。

したがって、整備との関係に若干のずれはあったかもしれませんが、2回現地確認をしております。

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第5号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第6号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」「議案第7号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は関連しておりますので一括上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第6号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、及び議案第7号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、一括して説明いたします。

議案第6号及び第7号は藤沢地域に係るもので、平成30年7月に許可された営農型発電設備の転用許可及び地上権設定について、3年の期間満了による更新の申請をするものです。

営農型発電は、農地の上部に、営農に支障のない程度の太陽光発電設備を設置し、営農と発電の両方を行うものです。

発電設備の支柱部分は農地として利用できないため、5条申請による一時転用許可が必要です。

また、太陽光パネル部分については、3条申請により区分地上権を設定し、農地の上部空間の利用を担保するものです。

本来は、当初の許可日から3年を経過する前に再度の許可を受ける必要がありますが、本件に関しましては、コロナ禍により申請に必要な書類の入手が間に合わなかったため、追認案件となっています。

なお、申請が遅れてしまったことについては始末書が提出されています。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、一時転用であるため3年以内の転用が可能です。

農業を行いながら発電も行うものであり、適正な営農が行われていれば、一時転用の更新が認められています。

適正な営農の要件として、太陽光パネル下部の農地において、同一作物の地域の平均単収の80%以上の収量を達成することが求められています。

お手元にお配りしております別冊の「議案第6～7号 営農型発電設備設置資料」の最後のページをご覧ください。

申請地の作付作物は「万次郎かぼちゃ」ですが、「万次郎かぼちゃ」としての統計はございませんので、市内の「かぼちゃ」の平均単収との比較になります。

令和元年度、令和2年度ともに、地域の平均単収を上回る収量を上げています。

そのため、一時転用の更新に問題はないものと考えられます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第6号」「議案第7号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、藤沢地域担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

藤沢地域の、営農型発電の設備の設置に係る現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は第5条と同じですので割愛します。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が平成30年4月10日付で一時転用許可を受け、営農型太陽光発電設備を設置しており、転用許可期間が本年7月

議 長

18番
佐々木 栄一 委員

で満了したことから再申請をし、事業を継続しようとするものである。

排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

また、下部に作付けする作物への日照は設計上一定量が確保されるため、生育に支障は生じないと思われます。

以上でございます。

ありがとうございます。

以上で現地調査の説明を終わります。

審議願います。

再申請ということですが、営農型発電については、収量が満たない場合は改善を求める、あるいは撤去を求めるとの話を聞いたのですが、今回の収量はどのようにして検証されたのでしょうか。

平均収量を上回っているということですが、何か数字的な根拠はあるのでしょうか。

収量は、毎年、年度末に県への報告義務がございますので、営農者から報告された内容をもとに許可したものです。

報告された書類、数量、ここには品質ともありますが、それぞれそういうものがあるのですか。

ただ大丈夫だという報告があったのか、それとも数字的なもの等がはっきり報告されているのか、お伺いします。

報告書には、具体的な収穫量の数値の報告が義務づけられております。本ケースについては添付資料といたしまして、カボチャを売った納品書が添付されております。

以上です。

現地調査のときにカボチャは良好に生育されていたのでしょうか。

現地を確認した際に、太陽光発電設備の周囲にフェンスがあり、そこにカボチャがつるを張っておりました。

栽培には、フェンスを利用するというので、ラグビーボールより一回り大きいぐらいの品種のようですが、実が重そうになっておりました。

遠藤委員と重複している部分もあるかもしれませんが、関連して質問しますが、計画書を出して、それに伴い毎年県に報告するということですが、もしも3年の間に平均収量の8割以上にならなかった場合には、当然撤退するというような形になるのでは

局長補佐

うか。

そのときの費用等の関係をお聞きします。

杓子定規に考えれば8割に満たない場合には撤去してくださいということになりますが、太陽光設置自体1,000万円単位の費用が投じられておりますので、3年でだめだった場合に即撤去ということは全国的にも例がないようです。

よほど悪質で全く営農していないといったことがあれば今後は検討されなければならないと思いますが、少なくとも適正に管理が行われて結果として収穫できなかつた場合には、今後も継続指導ということになると思います。

それから、8割の考え方ですが、太陽光設備があることによって、平均収量の8割以上を満たさないということであれば、構造的な問題ですので、撤去に該当する案件になると思いますが、去年の藤沢の麦のように、雑草の繁茂が原因で収量が上がらない、太陽光設備にかかわらない案件に関しては、考慮せざるを得ないと思いますので、総合的に考慮しながら判断していくということになると思います。

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

初めに「議案第6号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

満場と認め、「議案第6号」を可といたします。

議長

次に「議案第7号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」許可相当とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

満場と認めます。

議長

よって、「議案第7号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第8号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

議案第8号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容を説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が2件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式が1件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から第2号までの2件は、千厩地域に係る申請です。

次に、所有権移転、第1号から第2号までの2件は、大東地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号は、一関地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第8号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定「第1号及び第2号」について、5番 佐藤繁 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

ございませんか。

13番
佐藤 和威治 委員

最初に、農用地利用集積計画、申請は市長宛に個人から出てきている、本日の議案となっている農用地利用集積計画案、この計画案にまとめるまでの経過についてお尋ねします。

議 長

暫時休憩いたします。

(午後2時44分 休憩)

(午後2時50分 再開)

議 長
局 長 補 佐

再開いたします。

本件に関しましては、個別の内容についてご審議いただきまして、後ほど会議終了までに確認してお答えいたしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議 長

佐藤委員、よろしいですか。

若干時間をくださいということでしたが、よろしいですね。

13番
佐藤 和威治 委員

農地法3条、4条、5条は申請により会長が提案します。

次の9号は、市長から要請があつて会長が提案します。

8号については、先ほど質問の中で言いましたが、この計画はどなたがつくったかわからないものを会長が総会に諮っているの

ではないか。会長が提案の権限を持たない議案が出され、議決されているとの指摘を受け問題になるのではないかと心配しています。

議案、計画案そのものに対してではなく、総会に会長が提案する、その提案権がこの8号にあるのかという点を心配して質問をしています。

その点を検討していただき、後ほどご説明をお願いします。

議長 局長補佐

会議終了までに確認の上説明いたさせます。

それでは、恐れ入ります。

議長

5分ほど休憩をいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時05分 再開)

議長

再開いたします。

議長 局長補佐

佐藤 和威治 委員からの質問に局長補佐、答弁願います。

先ほどのご質問ですが、まず事務の流れですが、集積計画のうち、前半の基盤法に係る部分の受付は農業委員会で行っております。後半の中間管理事業の受付は農政課で行っております。

それを踏まえて、両方を合わせて農地の集積計画利用調整までは農業委員会で行い、決定の公告は一関市が行うという流れになっています。

利用集積計画の決定までを農業委員会とするのではなく、本案は農地の調整案を決定して、そのうえで審議に送り、一関市に公告をお願いするという流れになっています。

この標題の表現が誤解を招くのかと思いますので、今後表題について再検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長

それでは、「議案第8号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定「第1号及び第2号」について、5番 佐藤 繁 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 8 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定第 1 号及び第 2 号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場と認めます。

よって、「議案第 8 号」を貸借権設定第 1 号及び第 2 号を除き可といたします。

議 長

次に、「議案第 8 号」貸借権設定第 1 号及び第 2 号について審議いたします。

佐藤 繁 委員は退室願います。

(午後 3 時 08 分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 8 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 第 1 号及び第 2 号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 8 号」貸借権設定第 1 号及び第 2 号は可と決しました。

佐藤 繁 委員は入室願います。

(午後 3 時 09 分 入室)

議 長

佐藤 繁 委員に申し上げます。

「議案第 8 号」貸借権設定第 1 号及び第 2 号は可と決しました。

議 長

次に、「議案第 9 号 農用地利用配分計画案の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第 9 号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が 2 件です。

第 1 号から第 2 号までの 2 件は、千厩地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

		<p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第9号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第9号 農用地利用配分計画案の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第9号」は可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第10号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>議案第10号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容を説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は4件で、一関地域2件、花泉地域1件、大東地域1件です。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第10号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。</p> <p>最初に一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った</p>
2番 佐藤 圭一 委員		

		結果、下記のとおり報告いたします。
		第1号、昭和45年頃から宅地進入路として利用していたものであり、既に農地性は失われていると思われま
		す。第2号、昭和45年頃から宅地進入路として利用していたものであり、既に農地性は失われているものと思われま
		す。以上です。
議	長	ありがとうございました。
		次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。
22番		花泉地域の農地法適用外現地調査報告を行います。
佐藤 多賀幸 委員		現地調査日から現地調査員に関しましては、第3条、第5条と同じですので割愛させていただきます。
		報告内容でございます。
		別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第3号、昭和42年頃から宅地として利用してきたものでございまして、既に農地性は失われていると思われま
		す。以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
21番		大東地域の農地法適用外現地調査報告を行います。
畠山 潔 委員		現地調査日と調査員については第5条と同じでございますので割愛いたします。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第4号、昭和52年頃から宅地として使用しており、既に農地性は失われております。
		以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第10号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第10号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第11号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第11号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。
		土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申し出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。
		本議案に係る申請は1件で、花泉地域に係るものです。
		新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第11号」の説明を終わります。
		なお、22番 佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたします。
		佐藤 多賀幸 委員は退室願います。
		(午後3時19分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第11号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を承認する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第11号」を承認いたします。
		佐藤 多賀幸 委員は入室願います。
		(午後3時20分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。
		「議案第11号」は承認されました。
議	長	以上で議案審議が終了いたしました。

第2回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。
(午後3時20分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員